

大阪府告示第196号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があった。

令和6年2月29日

大阪府知事 吉村 洋文

名称	所在地
医療法人徳洲会松原中央病院	松原市阿保一丁目2番32号
森井整形外科クリニック	豊能郡豊能町新光風台二丁目2番2号
武井皮膚科医院	泉南郡熊取町希望が丘四丁目4番22号
宮本医院	岸和田市下松町5086番地
中田歯科医院	泉大津市曾根町三丁目1番7号
タケヤマ歯科	貝塚市沢1101番地の1ピアコートU101号
広谷歯科医院	富田林市富田林町31番4号
とも歯科クリニック	松原市天美南三丁目15番57号
ホワイト小児歯科	大東市住道二丁目8番4号 高倉ビル2階
三愛薬局	岸和田市池尻町100番地
とおやま薬局	富田林市山中田町一丁目4番16号
同	同 同 6番33号 サンプラザ山中田店内